No.58

水土里ネット

広報 はさまがわ

R5. 4. 1 現在　　地区面積　55,688,202㎡　　組合員数　2,956名



北上川沿岸中田地区・登米吉田・登米市豊里町・迫川沿岸の4土地改良区

令和５年３月１３日開催

大規模災害時における相互応援に関する協定が交わされました

R5. 4. 1発行　　迫川沿岸土地改良区総務課　　ＴＥＬ　0220 (58) 2024㈹　ＦＡＸ　0220 (58) 2784
ＵＲＬ　http://www.midorinet-hasama.jp
E-mail　hasama.r@s5.dion.ne.jp

令和５年
通常総代会開催
提出15議案　全件可決

去る三月十日登米市南方町農村環境改善センターにおいて、令和五年通常総代会が新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、総代総数八十名中七十三名の出席を得て開催され、始めに星理事長が挨拶をおこないました。

「総代皆様方におかれましてはお忙しい中、本日の総代会にご出席を賜り感謝申し上げます。常日頃より土地改良事業推進にご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと三月十六日に福島県沖を震源とした震度六強の地震により被災した施設の復旧に時間を要する状況から本田用水開始に間に合うか、ご心配をお掛けいたしましたが、皆様の御協力により、当初予定しておりました四月二十八日に本田用水を開始することができました。また、令和四年七月十五日から十六日にかけて、前線と低気圧の発達した影響に伴う豪雨により、県の北部を中心に広い範囲で被害が発生しました。登米市米山町では二十四時間降水量約二百六ミリという猛烈な雨量を観測するなど、記録的豪雨により、小山田川の水位が氾濫警戒水位を越え、蕪栗沼遊水地事業で指定された野谷地地区への流入が越流堤設置以来はじめておこなわれるなど、広域的に浸水被害等が発生し水稲をはじめとする農業生産物の被害が発生しました。東日本大震災から明日で十二年目を迎えますが、改めて自然災害の怖さを実感する出来事でございました。

八月には米山揚水機場四号ポンプ電動機の故障が発生し、緊急の用水調整である番水制を関係組合員の皆様のご理解、ご協力のもと実施をいたしました。用水終了後の九月には南方揚水機場一号ポンプ故障が発生しました。現在、国直轄での施設突発事故復旧事業にて整備を行っており、米山・南方揚水機場ともに今年の用水開始には間に合うとの報告を受けております。

事業完了から四〇年以上経過し施設の老朽化が進んでいる状況の中、旧迫川二期地区国営土地改良事業促進協議会として熊谷登米市長を会長に国、県、地元選出議員の皆様に早期の事業着手を要望して参りました。令和五年度の概算要求予算が認められ、令和五年度から三カ年地区調査を実施することになっております。

農業を取り巻く現状は、農業生産資材及び燃料価格の高騰、更には電気料金の値上げと、前年よりも大変厳しい状況におかれております。電気料金においては、四月から現在よりも、更に値上げが見込まれております。関係機関への補助等の要請活動につきましても市内関係土地改良区と連携し、引き続き国、県、登米市、関係機関への要望をおこなって参ります。

農業情勢が大変厳しい中、土地改良区本来のあるべき姿を追求し、これまで以上の補助事業への取り組みと経費の負担軽減に向け、役職員一同更なる意識の向上を図りながら組合員に寄り添う組織となるよう万全を期して参りますので、総代皆様におかれましても引き続き御理解

と、御協力をお願い申し上げます。本日は第一号議案から十五号議案まで提案いたしております。慎重審議をお願いし、全議案御承認いただきますようお願い申し上げます。」と挨拶をおこなった後、議長に星茂喜総代を選任し、議案審議が行われ、提出議案十五ヵ件が慎重審議の上、原案のとおり可決承認されました。



議長に選任された 星 茂喜 総代

議決事項

▼**第一号議案**　迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について

▼**第二号議案**　迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について

▼**第三号議案**　迫川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について

▼**第四号議案**　迫川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について

▼**第五号議案**　令和四年度県単水利施設機能保全緊急対策事業（省エネルギー化支援費）実施計画の承認について

▼**第六号議案**　水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）受託業務の変更承認について

▼**第七号議案**　令和四年度一般会計補正収支予算の理事会専決処分に係る承認について

▼**第八号議案**　令和四年度長期借入金及び償還方法（農業競争力強化農地整備事業）について

▼**第九号議案**　令和四年度エネルギー等物価高騰に伴う緊急対策支援事業実施計画の承認について

▼**第十号議案**　令和四年度農業水利施設機能保全緊急対策事業（重点交付金）実施計画の承認について

▼**第十一号議案**　令和四年度一般会計補正収支予算の議決について

▼**第十二号議案**　令和五年度農地転用決済金の徴収額決定について

▼**第十三号議案**　令和五年度リース契約の締結承認について

▼**第十四号議案**　令和五年度一般会計収支予算の議決について

▼**第十五号議案**　令和五年度賦課金及び用水使用料の徴収について





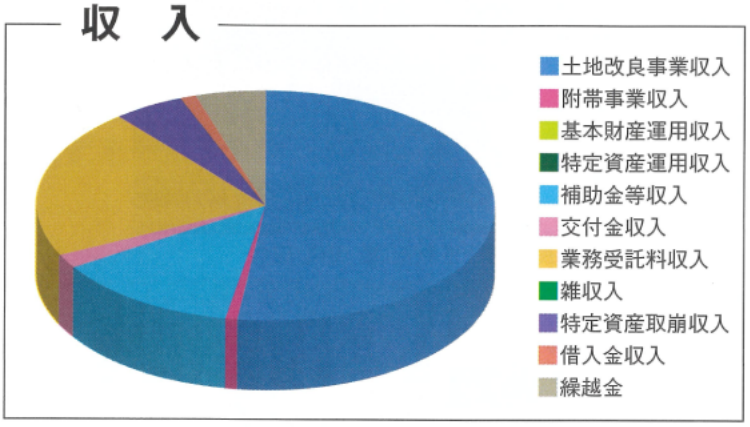
審議の様子

令和5年度　一般会計予算

予算額　757,582,000円

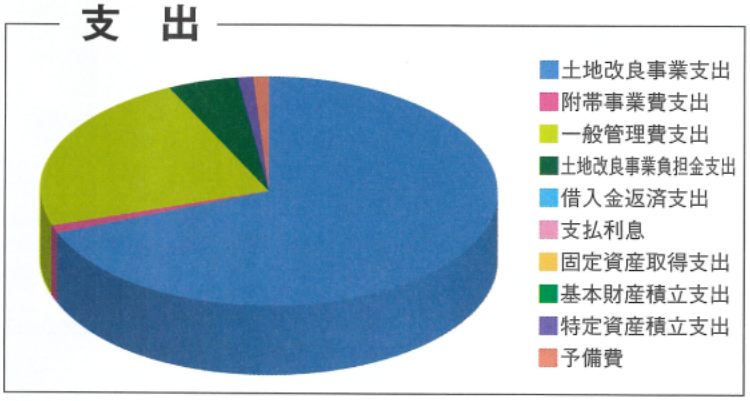
項　目	予算額
土地改良事業収入	395,601,560
附帯事業収入	5,294,000
基本財産運用収入	5,700
特定資産運用収入	25,600
補助金等収入	97,724,000
交付金収入	17,325,000
業務受託料収入	156,590,000
雑収入	4,140
特定資産取崩収入	40,100,000
借入金収入	8,812,000
繰越金	36,100,000

収　入



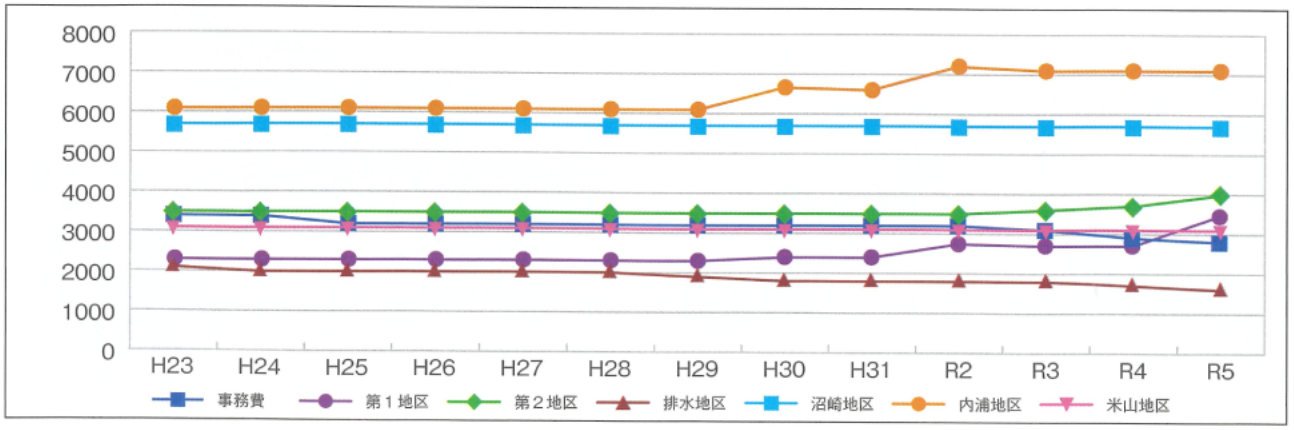
項　目	予算額
土地改良事業支出	524,314,300
附帯事業費支出	2,490,000
一般管理費支出	175,257,000
土地改良事業負担金支出	39,716,000
借入金返済支出	1,699,839
支払利息	68,954
固定資産取得支出	400,000
基本財産積立支出	1,505,700
特定資産積立支出	4,056,100
予備費	8,074,107

支　出



地区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
事務費	3,400	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800
第1地区	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,700	2,700	2,700	3,300
第2地区	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600	3,700	3,700	4,200
排水地区	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700	1,600	1,600
沼崎地区	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
内浦地区	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,600	6,600	7,100	7,100	7,100	7,100
米山地区	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,200



令和５年度
賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1　徴収時期及び賦課率

１）一般賦課金

期　別	発　行　日	納　入　期　限	賦課率
第　１　期	令和５年５月１５日	令和５年　５月３１日	４０％
第　２　期		令和５年１０月１６日	３０％
第　３　期		令和５年１１月３０日	３０％

ただし、10,000円未満の賦課額は、第１期一括徴収とする。

２）用水使用料

令和５年１０月１日発布、令和５年１０月１６日（第２期）の納期で100％賦課とする。

2　完納奨励金

用水使用料を除いた賦課金総額の100分の2

3　１０a当たり賦課金

（単位：円）

区　分		10a当たり賦課金	前年度増減
経常賦課金			
事務費	田	2,800	
	畑	1,400	
償還賦課金			
県ぼ第１地区一の曲分区		0	△　60
野谷地地区		360	△　90
城内地区		1,300	
迫南部土手ノ内区		0	△　50

区　分		10a当たり賦課金	前年度増減
維持管理賦課金			
第１地区		3,300	600
第２地区		4,200	500
排水地区		1,600	
排水地区１／２		800	
沼崎地区	沼崎区	5,700	
	大平前区	2,000	
内浦地区		7,100	
米山地区		3,200	100

4　用水使用料

（単位：円）

区　分	10a当たり使用料	区　分	10a当たり使用料	区　分	10a当たり使用料
事務費	2,800	第２地区	2,100	内浦地区	4,970
第１地区	1,650	排水地区	800	米山地区	1,440

賦課金納入率100%へ向けて皆様のご協力をお願いします！

《延滞金について》

・納期限を過ぎますと法令等に基づき延滞金が発生します。
　また、督促状を発送した場合は督促手数料（郵便料金相当額に100円を加えた額）を徴収いたします。
・納期内に納入いただきますようお願いいたします。
・都合により納付が遅れる場合は必ずご連絡ください。
（再三の催告にも関わらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず滞納処分を行う場合があります。）



諸変更手続きは速やかにお願いします！

下記の場合、組合員資格得喪通知書の届出が必要となります。



○ 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

○ 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき。

○ 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

○ 農地を農地以外に転用したとき

地区内にある農地を宅地等に転用するとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

○ 開田を作付けまたは休耕したいとき

作付けしていた開田を休耕したいとき。或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

○ 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき。或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

詳しいことについては、**総務課賦課徴収係**までお問い合わせ下さい。

農地転用を申請される場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

令和5年度農地転用決済金

地区名		10a当たり決済金	地区名	10a当たり決済金
第1地区		40,169円	内浦地区	105,630円
第2地区		54,550円	米山地区	46,120円
排水地区		25,291円	野谷地地区	0円
沼崎地区	沼崎区	84,801円	城内地区	987円
	大平前区	29,754円		

《農地転用決済金とは》土地改良法第４２条第２項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請を行う場合に、意見書* の交付と同時に納めていただく金額になります。農地転用や公共事業買収等で土地改良区から除外される場合、残された農地に負担が片寄らないよう、事業に係る借入金や施設維持管理費等を一括で支払っていただくものです。

＊**意見書**とは、**農業委員会**に提出する「農地転用の計画について確認し、土地改良区の受益地から除外しますので農地転用してもかまいません。」という内容のいわば土地改良区からの承諾書のようなものです。

固定資産の状況

令和５年４月現在
単位：円

区　分		取得価額	減価償却累計額	現在薄価
特定資産		54,199,579,121	50,058,058,204	4,141,520,917
	所有土地改良施設	54,015,397,618	49,875,062,233	4,140,335,385
	受託土地改良施設使用収益権	184,181,503	182,995,971	1,185,532
その他固定資産		152,505,154	84,452,295	68,052,859
	建物	111,517,746	43,843,550	67,674,196
	機械及び装置	32,050,616	32,050,584	32
	車両運搬具	3,012,640	3,012,636	4
	器具備品	5,924,152	5,545,525	378,627
固定資産合計		54,352,084,275	50,142,510,499	4,209,573,776

※土地・積立資産等は除いております。

有形固定資産減価償却率	92.3%	減価償却累計額	50,142,510,499
		取得価額	54,352,084,275

【有形固定資産減価償却率】
有形固定資産の老朽化度合を測定する指標。減価償却がどの程度進行しているかを示し、100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを意味します。

職　員　の　配　置

総　務　課

総務課長
小野寺誠毅

総務課総務係
主査　木村　祥多

【総務係】
- 主査　安倍　良則
- 主事　菅原　紫音
- 有期職員　田代　ゆか
- プリンター

【会計係】
- 会計係主事　鈴木　翼
- 会計係主事　小俣日向歩

【賦課徴収係】
- 賦課徴収係主事　千葉　祐市
- 有期職員　佐藤　洋子

事　業　課

【事　業　係】

	有期職員 菅原久美子	有期職員 菅原　久	事業係主事 三浦　芳晴
施設管理係主事 尾形　悠真	施設管理係主事 鈴木　隆太	施設管理係技師 今野　翔太	施設管理係技師 芳賀　裕樹

【施設管理係】

【維持管理係】

維持管理係主事 髙橋　嵐馬	維持管理係技師 田口　大河	維持管理係技術主査 菅間　英樹
維持管理係主事 千葉　天愛	維持管理係技師 佐久間貴志	維持管理係技術主査 加納　裕史

事業課長 門馬　利幸

課長補佐 佐々木友隆

維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 配水計画について

▼ 用水開始に伴う点検揚水

① ４月２４日（月）　午前９時～　米山揚水機場 、午後１時３０分～　南方揚水機場
② ４月２６日（水）　午前９時～　山吉田揚水機場、午後１時３０分～　西舘揚水機場

▼ 本　田　用　水

４月２８日（金）から８月３１日（木）を用水期間とします。ただし、長沼ダムからの取水区域は水利権により５月１日開始とします。運転開始は午前６時とし、以降２４時間運転。

なお、用水の終了については、水稲の生育状態により延長することもあります。

※用水不足の解消を図るため委託管理者を配置して各担当区域（路線）を巡視し用水量の効率的調整を行いますが、それでも困難な路線については、臨時ポンプを設置により対応します。

▼ 排　水　調　整

河川流況を監視しながら、気象情報・降雨量や受益地内の湛水状況を把握し、事前排水等の状況に応じた排水運転を開始して冠水被害の未然防止に務める。また、非常時の運転に備え常に点検整備を行います。

◆ 用排水施設の管理について

▼ 水路の清掃と管理

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

6月･7月･8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛けるとともに効果的節電を図るため、６月１日より８月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

なお、穴山揚水機場については毎週月曜日と水曜日に週２回、用水供給の休止日を設けます。

基幹揚水機場	火曜日午後６時～水曜日午後１１時まで
穴山揚水機場	日曜日午後６時～火曜日午前　３時まで
	火曜日午後６時～木曜日午前　３時まで
その他の機場	火曜日午後５時～木曜日午前　６時まで

節水を心掛け、限りある水源を大切に使用しましょう！

連絡先：迫川沿岸土地改良区 TEL0220-58-2024（用水期間中は土日祝日対応）

～用水の利用について～

用水は、国が定めた水利権に基づき許可を得て河川から取水しております。

年間総取水量も定められており、水量には限りがある為、効率的な用水運用にご協力お願い致します。

併せて、水路と溝畔の管理についてもご協力お願い致します。

基幹揚水機場（米山・山吉田・西舘）の許可水利権について

代　か　き　期：４月２８日～５月１０日

普通かんがい期：５月１１日～用水終了まで

※代かき期の６～７割程度の取水量となります。

●上流で掛け流しをすると下流で水不足になります。用水は組合員の共有財産であり、国で定めた水利権量でしか揚水できません。田んぼに水が溜まったら水閘を閉じる等、上流･下流共に融通し効率の良い水利用をお願い致します。

●用水使用時は、入り口の水閘だけでなく排水口や畦畔からの漏水が無いか必ず確認してください。どんなに用水を流しても、排水側から抜けていると水田には溜まらず、下流に水田に水を届けることができません。

●草刈り作業後は、必ず下流の水路を確認し刈り草を処分してください。放置した刈り草が詰まり、そこに土やゴミも堆積し水路の越水や畦畔の流出の原因になるので必ず処分してください。

●水路沿いの草刈りと水路に堆積した土を除去してください。草が水路に垂れていると用水の流速を遅くし、土が堆積すると用水が届きません。



草刈り作業後の処理



小用水路の草推積



小用末端の草詰まり

大規模災害時における相互応援に関する協定

令和５年３月１３日（月）当土地改良区に於いて、登米吉田土地改良区、登米市豊里町土地改良区、北上川沿岸中田地区土地改良区、迫川沿岸土地改良区の４土地改良区による協定締結式が執り行われました。

近年、地震や台風、豪雨などが激甚化しており、被害の程度は地域により異なっていることから、人員や物資を必要な地域に集中投入できるよう改良区職員の技能資格、所有する物資、資機材などを一覧表にして共有し、大規模災害時に迅速に応援できる体制を構築。







国営造成施設管理体制整備促進事業

本事業に平成１２年度から令和４年度までの２２年間取り組み、子供たちを中心に地域住民と農家との交流による地域づくりを推進し、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため活動してきました。

事業の一部が令和３年度から別事業に移行し、本事業が令和４年度限りとなったことから、事業推進母体として活動してきた、迫川沿岸地区管理体制整備推進協議会が令和４年度をもって解散となりました。関係機関及び地域住民代表として長年にわたり活躍していただきました方々には感謝申し上げます。

今後の活動については、当土地改良区が引き継ぎ２１世紀土地改良区創造運動並びに農業水利施設の高度な管理体制構築に向けた啓発活動を積極的に展開していきます。

２１世紀土地改良区創造運動

穴山幹線用水路敷地へ
景観植物「シバザクラ」を植栽しました！

令和5年3月26日（日）実施予定が雨天により延期となり、令和5年4月2日（日）に水路敷地３３mへ景観植物「シバザクラ」の植栽を実施。参加者は、令和４年度壁画を行った団体に呼びかけ、米山町八軒小路子供会・米山Ｊｒバスケットボールクラブが参加し、総勢３３名（子供２０名、大人１３名）のご協力を得て、本年度で植栽延長５５６mとなりました。





農業水利施設見学・用水路壁画アート
参加を募集します！

農業水利施設見学

中央制御室



高石揚水機場




用水路壁画アート





活動場所：登米市米山町西野地内
施　　設：穴山幹線用水路
活動期間：7月～10月

【組合員の皆様、地域の各種団体等への呼び掛けをお願いします。】

〈 問い合わせ 〉
事業課事業係　三浦

水難事故防止にご協力をお願いします

今年も本田用水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土地改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校への呼びかけを行っておりますが、水路付近で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。



人事往来

◎連絡委員・納入組合長
上野　勝（中沢）
千葉章壽（泥内）
伊藤博史（大形上）
佐々木貞義（十五貫・大曲）
【敬省略】

◎職員
○令和五年三月三十一日付
・退職
菅間英樹（事業課課長）
昭和五十八年旧登米郡米山町土地改良区に勤務されて以来、土地改良事業推進と運営健全化に尽力されました。長い間大変ご苦労様でした。四月一日より引き続き嘱託職員として勤務していただくことになりました。

○令和五年四月一日付
・事業課課長
門馬利幸（総務課課長補佐）
・事業課課長補佐
佐々木友隆（事業課維持管理係係長）
・総務課主査
安倍良則（事業課事業係主査）
・総務課総務係主査
木村祥多（事業課維持管理係主査）
・事業課事業係
菅原久（新規雇用契約）

水路にゴミを捨てないで！

水路へ捨てられたゴミは用排水路の流れを阻害し、水質汚染、管理施設の故障の原因となり維持管理経費の増大につながります。毎年、ゴミの処理に多額の費用がかかっています。大きな物は除塵機の故障の原因にもなり多額の費用を要することになります。不法投棄した場合は、「五年以下の懲役、若しくは一千万以下の罰金又はこれらの併科」に処されることがあります。

地域環境美化のためにもゴミは絶対に捨てない、捨てさせないよう皆様のご協力とお声がけをお願い致します。

不法投棄
⚠禁止⚠

